

令和5年琴浦町訓令第15号

琴浦町町道支障木伐採支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、琴浦町町道支障木伐採支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成16年琴浦町規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、自治会及び個人が通行確保のために自主的に行う町道の通行上支障となる立竹木(以下「支障木」という。)の伐採に対して、掛かる費用の一部について補助することにより、地域における安全な道路環境を保全し、地域活動を支援すると共に町の景観形成を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第2欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表第3欄に掲げる経費の額に同表第4欄に定める率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、同表第5欄に定める額を上限とする。

3 補助事業者が、本補助金以外の補助金を受けて実施する伐採活動については対象としない。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(以下「申請者」という。)は、事前に町職員と現地立会をした上で、琴浦町町道支障木伐採支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に要する経費の見積書の写し
- (2) 支障木伐採箇所図
- (3) 支障木伐採前の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、同一の申請者において、1年度につき1回限りとする。
(着手届及び完了届を要しない場合)

第5条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。
(実績報告)

第6条 規則第16条第1項に規定する報告書は、琴浦町町道支障木伐採支援事業補助金実績報告書(様式第2号)によるものとし、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 補助事業の実施に要した経費の領収書の写し
- (2) 支障木伐採箇所図
- (3) 支障木伐採後の写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
支障木が障害となり、道路幅員を狭めることが見込まれる際に自治会及び個人が主体となって実施する伐採活動(事前準備含む。)	(1) 琴浦町内の自治会(2以上の自治会が合同で補助事業を実施する場合は、代表するいずれかの自治会) (2) 支障木が生育する土地の所有者	(1) 業者に伐採や枝打ちを依頼した場合の委託料 (2) その他町長が必要と認めるもの	(1) 琴浦町内の自治会 3分の2 (2) 支障木が生育する土地の所有者 2分の1	(1) 琴浦町内の自治会 200,000円(2以上の自治会が合同で補助事業を実施する場合は、補助限度額に構成する自治会数を乗じて得た額) (2) 支障木が生育する土地の所有者 50,000円